

福島市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

福島市長 馬場 雄基

福島市条例第 18 号

福島市議会委員会条例の一部を改正する条例

福島市議会委員会条例（昭和42年条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>（略）</p> <p>建設水道常任委員会 8人</p> <p>環境部、建設部、都市政策部、<u>上下水道局</u>の所管に属する事務</p>	<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>（略）</p> <p>建設水道常任委員会 8人</p> <p>環境部、建設部、都市政策部、<u>福島市部設置条例（昭和48年条例第30号）</u> <u>第1条第12号に規定する上下水道局及び福島市水道事業の設置等に関する</u> <u>条例（昭和41年条例第74号）第3条に規定する上下水道局の所管に属する</u> 事務</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に改正前の福島市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により選任された建設水道常任委員会の常任委員、委員長及び副委員長である者は、改正後の福島市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による建設水道常任委員会の常任委員、

委員長及び副委員長となるものとし、その任期は、改正前の条例の規定による建設水道常任委員会における常任委員、委員長又は副委員長の残任期間とする。

- 3 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定により設置された建設水道常任委員会に付議されている事件は、改正後の条例の規定により当該事件を所管することとなる建設水道常任委員会に付議されたものとみなす。